

こんにちは。

今回も人事労務に関する実務上の疑問点や最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

- Q1. 令和 3 年度協会けんぽの健康保険、介護保険の料率は？
- Q2. 労働時間に(1)会社の入り口から作業場までの移動時間、(2)更衣等の準備作業時間、は含めるべきですか？
- Q3. テレワーク時の通信費や電気代などは会社が負担すべきですか？
- Q4. フリーランスと契約した場合、その方に労災保険の適用はありますか？
- Q5. 雇用保険の給付金に変更はありますか？

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

Q1. 令和 3 年度協会けんぽの健康保険、介護保険の料率は？

A. 介護保険は 1.8%へ、健康保険は都道府県ごとの保険料率が公表されました。

令和 3 年度の全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率及び介護保険料率が公表されました。

全国一律となる介護保険料は 1.8%(労使各 0.9%)、健康保険料は富山県のみ据え置きで、他の都道府県は下記リンク先のとおり改定されます。

新保険料率は 3 月分(4 月納付分)から適用となります。給与・賞与計算の料率変更のタイミングにご注意ください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r3/20205/>

(望月)

Q2. 労働時間に(1)会社の入り口から作業場までの移動時間、(2)更衣等の準備作業時間、は含めるべきですか？

A. (1)原則、含めません。(2)使用者が労働者に更衣の有無かつ事業所内での更衣等を命じている場合や事業所内で更衣等を行わないと通勤が困難な場合は労働時間に含めます。

(1)会社入り口から作業場までの移動時間：

仕事に使われるものの運搬を命じられているなど、使用者の指揮命令下に置かれていると認められる場合を除き、原則として労働時間には該当しないと考えられます。

(2)更衣等の準備に要する時間：

以下のような場合は、労働時間となると考えられます。

・事業主によって事業所内での更衣や準備を命じられている場合

(例：所定の制服や食品会社の衛生服等への着替え等)

・命じられてはいないものの、事業所内での更衣や準備をしないでそのまま通勤するのは困難であると認められる場合

(例：悪臭や汚れがつく職場でのシャワーを浴びて帰る時間、高層作業時の安全帽安全帯の着用時間等)

(参考)三菱重工長崎造船所事件(最高裁第一小法廷平成12年3月9日判決)等

(杉田)

Q3. テレワーク時の通信費や電気代などは会社が負担すべきですか？

A. 必ずしも会社が費用の全額を負担する必要はありませんが、費用負担区分については明確なルールを作っておくことが必要です。

主な費用としては、次のようなものが考えられます。

・情報通信機器費用

・通信回線費用

・文具・備品代

・会社宛ての宅配便費用

・水道光熱費

このような費用を会社負担する場合、実費(業務使用部分)を負担する方法と、手当として定額を支給する方法が考えられます。

実費(業務使用部分)を負担する場合は給与として課税する必要はありませんが、手当として支給する場合は課税の対象となります。

なお、手当として支給する場合は、その手当は割増賃金の算定基礎に算入しなければなりませんのでご注意ください。

業務使用部分の精算方法については、国税庁から FAQ が出ていますので参照ください。

在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

また、労働者に情報通信機器、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合には、当該事項について就業規則に規定しなければなりません(労働基準法第 89 条第 5 号)。

就業規則の作成義務がない会社では、前述のことについて労使協定を結んだり、労働条件通知書で従業員に通知したりすることが必要です。

テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/telework/>

(巻下)

Q4. フリーランスと契約した場合、その方に労災保険の適用はありますか？

A. 労働者ではないため原則適用とはなりませんが、業種によっては特別加入制度の適用があります。

労災は本来労働者以外の方は対象となりませんが、業務や通勤の実態、災害発生状況からみて労働者に準じた保護が必要な方のために「特別加入制度」があります。加入要件を満たし、対象となった場合は労働者とほぼ同じ給付を受けることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

なお、1 月 26 日に労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省告示第 11 号)が公布されました。

令和 3 年 4 月 1 日から柔道整復師、放送番組(広告放送を含む)・映画等における音楽、演芸その他の芸能関係者およびアニメーション制作の作業員で、厚生労働省労働基準局長が定める方が特別加入制度の対象者に追加されます。

(濱)

Q5. 雇用保険の給付金に変更はありますか？

A. 基本手当(失業給付)日額の上限額と高年齢雇用継続給付の支給限度額が2月より変更となります。

・失業給付(離職時年齢29歳以下の場合)
基本手当日額の上限額:6,850円→6,845円

※30歳以上の場合は従来と変更ありません。

・高年齢雇用継続給付
支給限度額:365,114円→365,055円

※支給限度額:給与と給付金の合計額がこの額を超えるときは、超えた額を減じて支給されます。

※育児休業給付、介護休業給付に変更はありません。

失業給付

<https://www.mhlw.go.jp/content/000731644.pdf>

高年齢雇用継続給付

<https://www.mhlw.go.jp/content/000731645.pdf>

(佐藤)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 3-15-4 アロス渋谷ビル 5階
TEL:03-6427-1191 FAX:03-6427-1192
Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>
Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
